

供給条件事項説明書（みんなのでんきBstd、みんなのでんきCstd、みんなのでんき動力std）

本書ではお客さまに電気を販売する際の条件を概説します。詳しくは当社電気供給約款等をご確認ください。

1. 使用開始の予定年月日

現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として所定の手続きを完了した月の検針日または翌月の検針日となります。

2. 契約電流・契約容量・契約電力

原則、現在ご契約中の小売電気事業者との契約電流・契約容量・契約電力にのっとり、プランの設定を行います。託送契約は実量制を採用しており、当社の託送料金の負担はお客さまの過過1年間の最大需要電力をベースとします。

3. 供給電圧および周波数

(1) 供給電圧は、みんなのでんきBstd、及びCstdの場合、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。動力stdプランの場合、交流3相3線式標準電圧200ボルトです。

(2) 周波数は原則として標準周波数50ヘルツ（北海道電力管内・東北電力管内※一部地域は60ヘルツ・東京電力管内）もしくは標準周波数60ヘルツ（中部電力管内※一部地域は50ヘルツ・北陸電力管内・関西電力管内・中国電力管内・四国電力管内・九州電力管内）です。

4. 電気料金

料金はみんなのでんきBstd、およびCstdの場合、最低月額料金と従量料金とのうちどちらか大きい額に再生可能エネルギー発電促進賦課金・燃料費調整額および容量拠出金相当額を加えたものとします。動力stdプランの場合、基本料金と従量料金に再生可能エネルギー発電促進賦課金・燃料費調整額および容量拠出金相当額を加えたものとします。なお、燃料費調整額は燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額の合計とします。

電力エリア	最低月額料金(税込)		従量料金単価(税込)	
	みんなのでんき Bstd	みんなのでんき Cstd	みんなのでんき Bstd	みんなのでんき Cstd
北海道電力管内	契約電流10アンペアにつき 0.00円	1キロボルト アンペアにつき0.00円	1キロワット 時につき	34.80円
東北電力管内				35.80円
東京電力管内				29.55円
中部電力管内				29.98円
北陸電力管内				29.85円
九州電力管内				26.98円
関西電力管内				27.60円
中国電力管内				26.60円
四国電力管内				28.80円

※最低月額料金0.00円は平成28年6月1日以降に申込を完了した場合に適用します。

(申し込み状況に応じて申し込み期間を定めることができます。)

電力エリア	基本料金単価(税込)		従量料金単価(税込)	
	みんなのでんき動力std		みんなのでんき動力std	
北海道電力管内	1キロワット につき	830.00円	1キロワット 時につき	夏季
東北電力管内		775.00円		23.85円
東京電力管内		875.00円		24.70円
中部電力管内		770.00円		21.85円
北陸電力管内		820.00円		22.95円
九州電力管内		755.00円		19.75円
関西電力管内		760.00円		21.60円
中国電力管内		850.00円		20.50円
四国電力管内		840.00円		21.60円

5.工事費等

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原則無料です。ただし、特に多額の費用を要する場合はお客様の所有とし、お客様負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客様に電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受けます。

6.計量・料金算定について

- (1) 仕様電力量は計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は「一月」とし、先月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とします。
- (3) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客様にお知らせいたします。

7.お支払い方法

毎月の電気料金については口座引落、お振込（振込手数料はお客様負担）、クレジットカード、又はコンビニ支払いにてお支払いいただきます。

8.お客様のご協力

- (1) 需要場所への立ち入りによる業務の実施
供給契約の遂行上、供給場所への立ち入りが必要と認める場合、お客様の承諾を得て、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- (2) 施設場所の提供
一般送配電事業者が、お客様への電気の供給に伴う設備等の施設場所の提供を求めた場合、それらの場所を無償で提供いただくものとします。
- (3) 保安に関するお客様の協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、またはお客様の設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、一般送配電事業者に通知していただきます。

9.契約期間

- (1) 契約期間は、料金適用開始日から1年間とし、供給契約の終了または変更がない場合は自動的に1年間延長します。

10.お客様からの申し出による契約の変更・解除

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は新たな小売電気事業者へお申込みください。

(3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡を通じて10日前までにお申し出ください。その際、当社は必要な本人確認を行います。お申し出を10日前までにいただいている場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日までに発生した電力料金はお客様の負担となる場合がございます。

(4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金工事費の清算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

(5) 弊社キャンペーンによる特典を受けた場合のご契約に対してご契約締結後より1年末満の解約の場合はキャンペーン特典相当額をご請求させていただきます。

11.当社からの申し出による契約の解約

お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客様について電気供給契約を解約する場合があります。なお、この場合には、解約の15日前までに通知いたします。

(1) 一般送配電事業者に電気の供給を停止されたお客様が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合。

(2) お客様がその供給場所から移転され、電気を使用されていない明らかな場合。

(3) 支払期日を15日経過してもお客様が料金を支払われない場合。

(4) お客様が支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事負担金その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。

(5) お客様が、毎月の料金の支払いを当社が指定した支払い方法に違反した場合。

(6) お客様がそのた電気供給約款に違反した場合。

12.その他

(1) 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生することがあります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問合せください。

(2) 本供給条件事項説明書に記載のない事項については、電気供給約款および電気料金種別定義書によるものとします。

株式会社大同ゼネラルサービス

powered by 株式会社 Looop

TEL : 0761-72-1200 FAX : 0761-72-1811

<https://did-general.co.jp>